

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	県民協働課	整理番号	6-1-3
処分の種類	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人に対する改善勧告			
根拠法令条例等・条項	特定非営利活動促進法第65条第1項、第2項			
処分の概要	所轄庁又は所轄庁以外の関係知事による認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人に対するの改善勧告			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きいため)			
基準の制定根拠	—			